

退社の日 1日違えば大きな違いに

退職日が1日ずれるだけで厚生年金に差が出ることがあるをご存知でしょうか。今回は「会社を退職する日と社会保険との関係」についてご紹介します。

この場合の「社会保険」は、健康保険と厚生年金保険のことで、加入者を「被保険者」と呼びます。

退社すると、健康保険と厚生年金の被保険者の資格を失います。退職日の翌日が、資格を失う「資格喪失日」になります。社会保険料は月単位で徴収されており、資格喪失日の属する月の前月分まで徴収されることになっています。

給料が月末払いの会社を60歳前で退職するケースで考えてみましょう。退職日が、5月月末の5月31日と、その前日の30日ではどんな違いがあるでしょうか。

社会保険料は、月末に加入している保険制度で判断され、月単位で徴収されます。ですから、月末の前日の5月30日が退職日ならば、5月31日が健康保険と厚生年金の資格喪失日になり、4月分までの社会保険料が徴収されます。

5月31日が退職日なら、資格喪失日は翌日の6月1日。5月いっぱい健康保険と厚生年金の被保険者であるため、4月分だけでなく5月分の保険料も徴収されます。

ならば、5月30日に退職したほうがお得だと早合点しそうですが、注意が必要です。

日本では、健康保険は、生まれてから亡くなる

まで加入が義務づけられ、年金は、20歳から60歳までは、国民年金の加入が義務付けられています。会社員の場合は、厚生年金に加入すれば国民年金にも加入したことになります。

60歳になっていない会社員が退職した場合、年金は国民年金に加入しなければなりません。

一方、健康保険は選択肢が3つあります。①扶養家族として家族の健康保険に加入②会社の健康保険に任意継続する③市・町が行っている国民



*退職後、国民年金と国民健康保険に加入する場合

健康保険に加入する。

退職後は国民年金と国民健康保険に加入する場合、5月30日に退職すれば5月分の健康保険料は払わなくてすみます。しかし、5月31日から国民健康保険と国民年金の被保険者となるため、5月分の国民健康保険料と国民年金保険料は支払わなくてはなりません。

厚生年金を考えると、5月31日退職は30日退職よりも加入期間が1カ月長くなるため、将来受け取る年金額が増えることになります。健康保険も厚生年金も保険料は、会社と本人が半分ずつ負担しています。退職日は重要ですね。退職まで、お金の知識を身につけておきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン